

平成29年2月10日

受験者の皆様へ

公益財団法人 運行管理者試験センター

平成28年度第2回運行管理者試験における試験時間内の
途中退席の禁止及び監視カメラの設置等について

平成27年3月6日(日)に実施した「平成27年度第2回運行管理者試験」において、試験会場を途中退席した受験者がスマートフォンを使用して解答内容をメールにて送信し、この送信された解答内容を写すことにより全員を不正に合格させるという集団によるカンニング行為が行われ、平成28年7月20日、「平成27年度第2回運行管理者試験における不正行為(カンニング)について」を公表しました。

当試験センターは、全国において厳正かつ公平な試験の実施を確保するため、再発防止対策を平成28年度第1回運行管理者試験から実施しておりますが、平成28年度第2回運行管理者試験も引き続き再発防止対策を実施することとしております。

このため、試験当日の試験会場(試験教室)においては、次の措置を講じることとなりますので、受験者の皆様には、ご理解、ご協力をよろしくお願ひします。

1. 試験時間内の途中退席の禁止

試験時間内の途中退席(トイレ等のための一時離席を除く。)はできません。

2. 監視カメラの設置

一定規模以上の大教室においては、監視カメラを設置します。

該当する教室において、受験される皆様には下記の掲示物によりご案内いたします。

なお、試験終了後、不正行為の有無が確認された後は、同カメラにより取得された映像データを消去し破棄することとしており、他への用途に転用することはありません。

監視カメラ作動中

この教室には、不正防止の観点から監視カメラが設置されております。
試験終了後、不正行為の有無が確認された後は、映像データを消去し廃棄することとしており、他への用途に転用することはありません。

3. 試験中の携帯電話等通信機器の取扱いの厳格化

運行管理者試験を実施中、次の行為は、不正行為として失格となります。

- ・試験中に携帯電話、通信機能を有する腕時計、タブレットPC等の電子機器(携帯電話等電子機器)を使用して他の受験者の解答内容を不正に取得する行為
- ・試験中に専用封筒に封入していない携帯電話等電子機器の呼出音等を鳴らさせる行為
- ・専用の封筒に封入することなく、試験中に携帯電話等電子機器を電源の有無にかかわらず使用可能な場所に所持、または身に付けている行為

連絡先：公益財団法人 運行管理者試験センター
黒仁田、渡辺
電話：03-5367-2357

(公財) 運行管理者試験センター プレスリリース

平成 28 年 7 月 20 日
公益財団法人 運行管理者試験センター

平成 27 年度第 2 回運行管理者試験における不正行為 (カンニング) について

1. 経緯

平成 28 年 3 月 6 日 (日) に行われた平成 27 年度第 2 回運行管理者試験の兵庫県の貨物試験会場において、試験中に受験者 1 名がスマートフォンを使用した不正行為の事実が確認されたので、当該受験者を失格とした。

その後、当試験センターとしては、不正行為がスマートフォンの使用によるものであったことから、集団による不正行為の疑いが生じたため、兵庫県警察本部に通報し、捜査を依頼した。

その結果、今般、同警察本部の発表により、9 名が集団により不正行為 (カンニング) を行っていたことが明らかとなった。

具体的には、試験会場を途中退席した受験者 1 名が試験会場にいる受験者 8 名 (既に失格とした 1 名を含む。) に対し、スマートフォンを使用して解答内容をメールにて送信し、この送信された解答内容を写すことにより全員を不正に合格させる、という集団によるカンニング行為が行われた。

2. 不正行為を行った受験者 (9 名) の措置

不正行為を行った 9 名の受験者のうち、1 名については、既に失格としていますが、今後、残りの受験者 8 人 (全員が試験に合格している。) については、不正行為の事実確認が出来次第、試験合格の取り消しを検討する。

3. 再発防止対策

当試験センターは、全国において厳正かつ公平な試験の実施を確保することが基本的な使命であるため、今回の不正事案が発生したことを重く受け止め、同種事案の再発防止を図るため、下記の再発防止対策を徹底し、試験の適正な実施に努めることとしている。

なお、この再発防止対策は本年 8 月 28 日 (日) に予定している平成 28 年度第 1 回運行管理者試験から実施する。また、受験者に対し事前の案内等を行い、必要な周知を図ることとする。

(1) 試験時間内の途中退席の禁止

これまで運行管理者試験においては途中退席を認めてきたが、試験時間内に途中退席した者が外部から携帯電話等通信機器（以下「通信機器」という。）を使用して不正行為を行うことを防止するため、今後、試験時間内の途中退席を認めないこととする。

(2) 試験監督体制の強化

試験会場内にいる受験者の通信機器を使用した不正行為を防止するため、試験監督者を増員することにより受験者の不正行為を監視する体制を強化する。これに加えて、一定規模以上の大教室においては監視の目が行き届きにくいいため、監視カメラを設置して監督体制を強化する。

(3) 試験中の通信機器の取扱いの厳格化

これまでは、試験開始前に受験者に対し、通信機器の電源を切ったうえで所定の封筒に入れ、足元の鞆などにしまうことを求めてきた。そのうえで、通信機器を使用する行為及び封筒に封入していない状態で呼び出し音を鳴らせる行為は不正行為として失格としてきた。

今後はこれに加えて、所定の封筒に封入していない状態で通信機器を使用可能な場所に所持、または身に付けていたことが明らかとなった場合には、電源の有無にかかわらずすべて不正行為として失格とすることとする。

連絡先：公益財団法人 運行管理者試験センター
小菅、黒仁田
電話：03-5367-2357